

「文の京」の区民憲章を考える区民会議 中間のまとめ（草案）

《目 次》

前 文【吉田委員】	1 頁
第1章 総 則【吉田委員】	
1-1 目 的	2 頁
1-2 定 義	2 頁
第2章 基本理念【吉田委員】	3 頁
第3章 区民等の権利、責務【名方委員】	
第1節 区民の権利、責務	
3-1-1 区民の権利	4 頁
3-1-2 区民の責務	4 頁
第2節 地域活動団体の権利、責務	
3-2-1 地域活動団体の権利	5 頁
3-2-2 地域活動団体の責務	5 頁
第3節 非営利活動団体の権利、責務	
3-3-1 非営利活動団体の権利	6 頁
3-3-2 非営利活動団体の責務	6 頁
第4節 事業者の権利、責務	
3-4-1 事業者の権利	7 頁
3-4-2 事業者の責務	7 頁
第4章 区の責務[自治体政府としての責務]【山田委員】	
4-1 自治体政府としての役割	8 頁
4-2 保証役としての役割	8 頁
4-3 調整者としての役割	9 頁
4-3 地域を担う各主体の育成	9 頁
第5章 区議会の責務【藤原委員】	
第1節 区議会の基本的役割	
5-1-1 区議会の基本的役割	10 頁
第2節 協働・協治社会における区議会の役割と責務	
(分権時代に対応した新機能)	
5-2-1 区民の意思の集約	10 頁
5-2-2 区民の意思の尊重	10 頁

5-2-3 議会の公開と情報共有	11頁
5-2-4 議会の改革	11頁
第3節 議員の権利、役割、責務	
5-3-1 議員の権利	11頁
5-3-2 議員の役割と責務	11頁
第6章 執行機関の責務【山田委員】	
6-1 執行機関の責務	13頁
6-2 区長の責務	13頁
6-3 区職員の責務	14頁
6-4 行政情報の共有	14頁
6-5 説明責任	14頁
6-6 行政手続	15頁
第7章 新たな協働・協治の社会【佐藤委員】	
第1節 協働・協治の原則	
7-1-1 公的な活動の分任	16頁
7-1-2 情報共有の原則	16頁
7-1-3 各主体の説明責任	16頁
7-1-4 団体間の相互調整	16頁
第2節 区民等と区政	
7-2-1 政策形成・実施・評価等の各段階への参加	17頁
7-2-2 政策形成・実施・評価等についての意見表明	17頁
7-2-3 事業提案制度	17頁
第3節 区民等と地域社会	
7-3-1 相互の信頼関係	17頁
7-3-2 社会資源の活用等	18頁
第8章 住民投票【松本委員】	
8-1 住民投票の実施	19頁
8-2 住民投票の手続き	19頁
第9章 連携・協力【松本委員】	
9-1 区外の人々との協力	20頁

※目次のうち、□で囲った部分は、各委員起草によるものが、資料第 16 号の目次と異なる部分です。

前 文 [『文の京』文京区の特徴や自治体としての基本理念]

[文京区の自治の理念、運営ルールにおける基本理念を明示します]

<文の京>の文京区は、特に江戸期より続く多様な歴史文化があり、後樂園、小石川植物園（又は公園、庭園）を初めとする緑豊かな環境に恵まれている。

また大学・教育機関や先端産業における言わば<知>の集積地でもある。

この度、自治基本条例としての<文の京の区民憲章>を定めるに当たり、居住する区民一人一人及び関係する個人に自主的・自立的参画の機会を保障し、議会・行政・企業・関係団体・組織等が「協働・協治（又は共同・協治 協同・協治）＝ガバナンス」により、前掲の特徴ある地域社会を、未来に向かって更に実りあるものに発展させることを誓い（期し）たいと思う。

この条例は（「文京区基本構想」と共に文京区の地域づくり及び）自治体運営の最高規範に位置付けるものとし、以下にその具体的内容を定める。

総則—* 事務局にお任せします

第 1 章 総 則 [区民憲章の目的の規定及び使用する用語の定義]

[1 - 1 目的]

□

[1 - 2 定義]

【区民】

【非営利活動団体】

【事業者】

【各主体】

【参画】

【協働】

【協治】

第 2 章 基本理念 [参画や協働の基本原則・理念を規定]

「区民憲章」における基本理念は、前文に掲げた「協働・協治＝ガバナンス（共同・協治 協同・協治）」とする。

これは、区民及び関係する個人・団体が、主体的かつ責任ある参画を前提として、主に議会・行政との対等・平等な協力により自治体運営を進めることを示す。

第 3 章 区民等の権利、責務

第 1 節 区民の権利、責務

〔 3 - 1 - 1 区民の権利 〕

- 区民は、文京区という地域社会（コミュニティ）を協働・協治（ガバナンス）する主体であり、地域社会を協働・協治するための権利を有する。
- 区民は、文京区という地域社会を協働・協治するために、地域社会を構成するメンバーとともに積極的に活動に参加する権利を有する。
- 区民は、文京区を運営する行政に関する情報を知る権利を有する。
- 選挙権を持たない未成年の青少年及び子どもも、それぞれの役割に応じた範囲で区民と同様の権利を有する。
- 区民は、協働・協治の地域社会を創造するための活動に参加するに際して、公正・公平な扱いを受ける権利を有する。

- ・ 第一章の「区民」の定義についての確認ができていませんので、区民については、「区内に住み、働き、学び、又は区内に集う人をいう」という前提で記述しています。
- ・ 資料 16 号にあった「新しい公共の概念に基づく協働・協治」の下線部分を敢えてカットしました。その理由は、協働・協治（ガバナンス）それ自体が新しい公共の概念に基づいていることは自明であり、また、中長期にわたる区民憲章という視点からみると新しい公共の概念自体という表現が陳腐化する可能性があるかと判断したからです。これは、NPM を説明したい事務当局のお考えは理解できますが、一区民の立場からすると「協働・協治」（ガバナンス）自体がまったく新しい考えであり、その説明をしっかりとすることで、新しい公共という内容が理解されると考えることと、2 つ並べることにより 2 つの概念の説明をしなくてはならない重複をさけたからという理由からです。
- ・ 4 番目の項目について、未成年について、年齢で分けるのは適切でないので、役割に応じたとう表現に変更しました。

〔 3 - 1 - 2 区民の責務 〕

- 区民は、行政サービスを楽しむ以上、行政サービスを維持するための納税等、各自の役割に応じた義務を果たさなくてはならない。
- 区民は、地域社会を構成する各種組織・メンバーの自立的な活動を尊重しなくてはならない。
- 区民は、協働・協治の考え方にに基づき、自主的・自律的に活動を行うとともに、自らの発言と行動に責任を持たなくてはならない。
- 区民は、協働・協治の社会を創造する活動に参画するように努力しなくてはならない。

- ・ 区民については広義なので、納税者だけでないが、納税義務が非常に重要なので敢

えて、「納税等」という表現を使いました。

- ・責務については、議論を重ねましたが、敢えて、義務という言葉をつかうことで、責務に強い意味を持たせてみました。また、最後の項目で、「努力しなくてはならない」と努力義務を入れてみました。努めると努力ではどのような差があるかは辞書ではわかりませんでした。努力の方がより口語的で、区民に対してわかり易いと考えたために、努めるから努力するに変えました。

第 2 節 地域活動団体の権利、責務

〔 3 - 2 - 1 地域活動団体の権利 〕

- 地域活動団体とは、(町会や商店会など伝統的な組織から新たなマンションの自治会までを含む様々な文京区で自主的に活動する組織であり)、地域社会を協働・協治する主体であり、地域社会を協働・協治する権利を有する。
- 地域活動団体は、文京区という地域社会を協働・協治するために、地域社会を構成するメンバーとともに地域の包括的な課題の解決や住民相互の連携を図る活動に積極的に参画する権利を有する。
- 地域活動団体は、文京区を運営する行政に関する情報を知る権利を有する。
- 地域活動団体は、協働・協治の地域社会を創造するための活動に参加するに際して、公正・公平な扱いを受ける権利を有する。

- ・カッコ内の地域活動団体についての説明でも第一章 1 - 2 の定義のところで決定されると思いますが、町会や商店会や自治会など具体的な名称を入れるほうがより区民にとりわかり易いと考えあえてカッコ書きでいれました。
- ・ 4 番目の項目を敢えて入れた理由は、2 つの意味をもたせました。第一に地域活動団体と他の団体（行政や NPO、事業者）と同等で公正・公平な扱いを受けることを明示することが、ややもすれば行政の下請け組織としてみなされる町会などに対する意識を変えること、第二に、地域活動団体間においても公平でなければならないことを明示することで、地域活動団体間の連携をスムーズにさせる意図を持たせました。

〔 3 - 2 - 2 地域活動団体の責務 〕

- 地域活動団体は、協働・協治の考え方に基づき、地域社会を構成する他の組織の自立的な活動を尊重しなくてはならない。
- 地域活動団体は、協働・協治の考え方に基づき、自主的・自律的に活動を行うとともに、自らの発言と行動に責任を持たなくてはならない。
- 地域活動団体は、協働・協治の地域社会を創造する主体であり、自主的・自律的に地域福祉の推進やふれあいと活気のある活動に取り組むよう努めなくてはならない。

- 最後の項目に「地域福祉」という言葉を入れたのは、地域活動団体が担う役割として「地域福祉」という公共的な活動が存在することを衆知させる意味で使いました。

第 3 節 非営利活動団体の権利、責務

〔 3 - 3 - 1 非営利活動団体の権利 〕

- 非営利活動団体とは、(社会福祉法人や特定非営利活動法人等であり)、協働・協治の地域社会を創造する主体であり、地域社会を協働・協治する権利を有する。
- 非営利活動団体は、文京区を運営する行政に関する情報を知る権利を有する。
- 非営利団体は、協働・協治の考え方にに基づき、協働・協治の地域社会を創造する主体として、従来の公的サービスを担うことに参画する権利を有する。

- この括弧も第一章の 1 - 2 の定義に入ることですが、敢えて載せました。「公的サービス」という言い方にしたのは、「公的な問題の解決」よりも具体的であるということと、今後 NPM を担うべき団体として非営利活動団体の養成が必要であることを考慮して、載せました。

〔 3 - 3 - 2 非営利活動団体の責務 〕

- 非営利活動団体は、協働・協治の考え方にに基づき、地域社会を構成する他の組織の自立的な活動を尊重しなくてはならない。
- 非営利活動団体は、協働・協治の考え方にに基づき、自主的・自律的に活動を行うとともに、自らの発言と行動に責任を持たなくてはならない。
- 非営利活動団体は、協働・協治の考え方にに基づき、公的サービス等の地域社会を担う主体として、自らの専門性と創造性を生かした活動を行なわなくてはならない。

- 公的サービス等、この表現を敢えて入れたのは、今後「公説民営」の視点からすれば、非営利活動団体が大きな役割を担うことが示唆されているので、そのことを明示することにより、NPM の方向性を示唆しました。
- 言い方を変えた箇所は、各主体の自主的・自立的な活動を「地域社会を構成する他の組織の自立的な活動を尊重する、、、」にしました。各主体という言い方がこの場合具体的でない判断したために、変更しました。
- 協働・協治の社会を創造する主体であることの重要性を認識し、という表現も公的サービスを行う以上敢えて重要性は必然的に入ってくるのであえて入れる必要はないと判断しました。

第 4 節 事業者の権利、責務

〔 3 - 4 - 1 事業者の権利 〕

- 事業者とは、(株式会社等の営利活動法人であり)、事業活動により営利を追求する権利を有する。
- 事業者は、協働・協治の地域社会を創造する主体であり、協働・協治する権利を有する。
- 事業者は、文京区を運営する行政に関する情報を知る権利を有する。
- 事業者は、協働・協治の考え方に基づき、協働・協治の地域社会を創造する主体として、従来の公的サービス等を担うことに参画する権利を有する。

- ・事業者についての定義は第 1 章、1 - 2 の定義に書かれるべきであるが、敢えて載せました。その上で、事業活動により営利を追求する権利を有するとして、事業者の役割を明確化する必要と事業者の役割を区民に衆知させることから敢えて加えました。
- ・また、公的サービス等を担うことに参画する権利を有するとして、事業者の権利を明確化しました。

〔 3 - 4 - 2 事業者の責務 〕

- 事業者は、協働・協治の考え方に基づき、地域社会を構成する他の組織の自立的な活動を尊重しなくてはならない。
- 事業者は、協働・協治の考え方に基づき、自主的・自律的に活動を行うとともに、自らの発言と行動に責任を持たなくてはならない。
- 事業者は、協働・協治の考え方に基づき公的サービス等の地域社会を担う主体として、自らの専門性と創造性を生かした活動を行なわなくてはならない。

- ・事業者は、非営利活動団体と同様に従来の公的サービスを新たに担う主体として明確化するために、「公的サービス等の地域社会を担う主体として」という表現を入れました。

第 4 章 区の責務〔自治体政府として責務〕

〔4-1 自治体政府としての役割〕

- 区は、自治体政府としての位置付けのもと、「地方自治の本旨」に基づいて、住民の福祉の増進に向けて最小の経費で最大の効果を発揮します。
- 区を構成する議事機関としての議会と執行機関としての長その他の吏員については、それぞれの責務を果たすことを通して、共通の目標である「地方自治の本旨」の実現を図ります。

- ・ 憲法第 92 条は、「地方自治の本旨」に基づいて地方公共団体を組織し、運営を行わなければならないとしています。
- ・ 地方公共団体とは、「一定の地域とそこに住む住民を構成要素とし、その地域に関連する公共的役務を実施する地域共同体であって、その地域の住民および滞在者に対して包括的な支配権を持つ団体（「地方自治の法としくみ」原田尚彦）」と定義されています。
- ・ 地方公共団体組織の基本原則として、「民主制の原則」「責任明確化の原則」「行政運営効率化の原則」「公正の原則」があり、現行法では、「民主制の原則」に特段の尊重を払い、住民自治の徹底を期しています。（「地方自治の法としくみ」原田尚彦）
- ・ 地方自治法第 2 条第 13 項では、「行政運営効率化の原則」の観点から、「住民の福祉の増進に努めるとともに、最小の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない」ことが記されています。
- ・ 憲法、法律上のことばとして、「地方公共団体」がありますが、これは国家の構成要素としてニュアンスであり、住民の主体的係わりを前提とした表現としては「自治体（政府）」が挙げられます。
- ・ 自治体政府として、憲法権限として、「自治立法権」「自治行政権」「自治解釈権」があるとされています。（「市民自治の憲法理論」松下圭一）
- ・ 憲法第 93 条第 1 項及び地方自治法第 89 条～、第 138 条の 2～において、地方公共団体には議事機関としての議会と、執行機関としての長その他の吏員をおくこととしています。
- ・ 自治体政府も狭義の意味では執行機関のことをさしますが、地方公共団体に対応して議会と執行機関により構成されると解釈できます。

〔4-2 保証役としての役割〕

- 区は、自らが公的サービスの産出・供給という役割を担うだけでなく、他の主体により公的サービスの産出・供給が確保されるよう、情報の開示や認証など、それを保証する制度的しくみを作ります。

- ・ 新しい公共の概念に基づく協働・協治の社会では、自治体政府自らが、公的サービスの産出・供給という役割を担うだけでなく、他の主体に公的なサービスの産

出・供給をゆだねる場面も今より多く登場してくると考えられます。

- ・自治体政府は、あるサービスについてすべてを委ねるわけではなく、他の主体によって公的サービスの算出・供給が確保されるよう、情報の開示や認証など、それを保証する制度的しくみを作る役割を中心に担うことになると考えられます。
- ・場合によっては、自治体政府自らが公的サービスを維持する部分や強化する部分もあると考えられます。

〔4-3 調整者としての役割〕

- 区は、必要に応じて、区民、地域活動団体、非営利活動団体、事業者、区（あるいは執行機関、区議会）の間の調整・調停を行う役割を担います。

- ・新しい公共の概念に基づく協働・協治の社会においては、各主体が行う公的な活動を調整する必要な場合も出てきます。
- ・各主体間相互による自主的な調整がうまく行かない場面では、住民の付託を受けた総合行政主体としての自治体政府が、実質的な調整の役割を担うことが想定されます。

〔4-4 地域を担う各主体の育成〕

- 区は、自主性や自律性を尊重しながら、文京区という地域社会に関心を持ち、広く将来を見据えながら公的な活動に参画する人々や団体を育成します。
- そのため、区民等の参画の「場」をつくり、きっかけをつくります。

- ・新しい公共の概念に基づく協働・協治の社会を作り上げていくためには、文京区という地域社会に関心を持ち、広く将来を見据えた、文京区のまちとひとをつくるという公的な視点にたち、文京区のまちとひとをつくるという公的な活動に参画する人々や団体の存在が不可欠となります。
- ・しかし、公的な視点に立って考え、意見を述べ、行動することは容易なことではありません。
- ・自治体政府は、こうした人々の自主性や自律性を尊重しながら、「ひとづくり」の観点から、住民や団体を支援し、場合によっては、様々な団体の発足を助ける役割を果たしていくことが重要となります。

第 5 章 区議会の責務

【区議会への要望】

議会の役割や責務については、議会の自律性の見地から、議会が独自に検討すべきものという意見がありますが、協働社会では各主体が互いに協力すると同時に意見を言い高め合う、対等な関係性をつくることが望ましいと考え、区民会議として区議会の領域にあえて言及するものです。選挙における選択と生活における選択とが乖離している実態、生活感覚とかけ離れた政党会派の力学による議会運営の実態、それらのために多くの区民が区議会に関心や期待を失っている現状などに鑑み、今後議会の内部で審議される際に、区民の真意として参考にしていただくようお願いいたします。

第 1 節 区議会の基本的役割

〔5-1-1 区議会の基本的役割〕

- 区議会は、選挙によって信託を受け、区長と共に二元代表制の一翼を担う、最高意思決定機関であり、議決をとおして区の政策を決定すると同時に、区長および執行機関が政策を適正に執行しているか監視する役割をもちます。

- ・住民の代表としての権限や役割は明確ですが、実態は形骸化しており、次項の意見で述べるようなしくみや、選挙の方法、投票率向上の方策などについての検討、議会運営の工夫などが必要と思われます。

第 2 節 協働・協治社会における区議会の役割と責務

(分権時代に対応した新機能)

〔5-2-1 区民の意思の集約〕

- 区議会は、選挙により住民から信託を受けているとはいえ、常に区民の意思を集約し議会で代弁するとともに、政策決定に区民の意思を反映するよう努めなければなりません。

〔5-2-2 区民の意思の尊重〕

- 区議会は、住民投票など直接の区民の意思や、審議会委員など参加による区民の意思を尊重し、政策提案を受けたときは誠意をもって審議するとともに、経過や結果を公開しなければなりません。

〔5-2-3 議会の公開と情報共有〕

- 区議会は、委員会も含め全会議の公開をすすめ、活動報告は立法過程からあらゆるメディアを通じて行い、議会の持つ情報は区民と積極的に共有しなければなりません。

〔5-2-4 議会の改革〕

- 区議会への区民参加、議員との直接対話の場の提供など、わかりやすく開かれた議会運営をめざし、また、実質的政策論議の活性化、審議方法の改善など、議会の改革をすすめ、区議会に対する区民の信頼、理解、関心を高めるよう努めなければなりません。

- ・ 現代の多様化した都市生活では、代表権を付託された議会だけでは様々な課題に対応できないため、直接課題と向き合う執行機関の影響力が相対的に高まり、議会への期待が弱まっているのが現状です。また、忙しい区民にとっては選挙時に出される情報のみが選択の判断材料となることが多く、議会への関心や期待が薄れるのは必然です。これからの協働社会では、区民の責任感や公共性の向上が不可欠で、区民の一層の努力が必要となりますが、それにはまず効果的な情報提供が重要です。議会の側からも、議会の活動を常にあらゆるメディアを駆使して伝える一方で、区民の意見を常に吸い上げるという、双方向のコミュニケーションのしくみを構築する努力が必要だと思います。このことが区民に正しい選択の指標を提供し、議会への関心や尊重する気持ちを高め、ひいては二元代表制の機能の保全につながるのではないのでしょうか。

第3節 議員の権利、役割、責務

〔5-3-1 議員の権利〕

- 区議会議員は、議決権はもとより、議会での発言権、政策提案権、区政に関する情報を区長や執行機関から適正に得る権利を、本来公平に与えられています。

〔5-3-2 議員の役割と責務〕

- 区議会議員は、住民からの信託を重く受けとめ、政策立案能力や審議能力の向上に努め、議会内で活発な活動をするとともに、広く区民と対話し、自らの考えや活動を知らせ、意見集約に努める責務があります。

※ 個人的な意見

区議会や住民投票などの規定では、投票権の問題があるので、第 1 章総則の用語の定義で、「区民」以外に「住民」の定義が必要ではないかと思えます。

第 6 章 執行機関の責務

〔 6 - 1 執行機関の責務〕

- 区長、区長の補助機関および行政委員会などの執行機関は、その権限と責任において、公正かつ誠実に職務の執行に当たります。
- 執行機関は、持続可能で健全な行財政運営の遂行に留意し、区民等との協働を前提とした行財政改革を行います。

- ・ 区長の補助機関である行政組織及び行政委員会などは、区長の総合的な調整のもとに、適切な組織運営、事務事業の遂行を行うことをあらためて宣言することが必要です。
- ・ 特に近年では、厳しい財政状況のもと、持続可能な行財政運営が求められており、短期とともに中長期的視点から、健全な行財政運営を図ることが求められています。
- ・ この場合、区民等が行政サービスの提供の一部を担うことも視野に入れ、本来執行機関が担うべき役割を絞り込むことにより、効果のある行財政改革を行います。

〔 6 - 2 区長の責務〕

- 区長は、区民の信託に応え、文京区の代表者としてこの条例の理念を実現するため、公正かつ誠実に区政の執行を行います。
- 区長は、区政の執行を通して実現すべき目標を期限をつけて区民に対して明らかにするとともに、目標の達成状況についても区民に報告します。
- 区長は、執行機関の長（トップマネジャー）として、効率的かつ効果的な行政経営を行います。

- ・ 執行機関の長である区長は、この条例の考え方を最大限に尊重し、新しい公共の概念に基づく協働・協治の社会の創造に努めることをあらためて宣言することとします。
- ・ 区長は、選挙により区民の信任を得た執行機関の長として、区政の執行を通して実現すべき目標を具体的な数値を期限つきで明らかにします。
- ・ また、期限を迎えた場合、目標の実現度を確認し、区民に報告する責任があることを明記することが考えられます。
- ・ 区長は、設定した目標の実現に向けて、執行機関の長（トップマネジャー）として、民間企業で見られる経営手法を活用し、効率的かつ効果的な行政経営を行います。

〔 6 - 3 区職員の責務〕

- 区の職員は、新たな協働社会の創造のために主体的に区民等と関わっていくという強い意思のもとに、職務を遂行します。
- 区の職員は、区長が示す具体的な目標を共有化し、その実現に向けて積極的に行動します。

- ・ 区行政組織を構成する職員一人ひとり、自らが新しい公共の概念に基づく協働・協治の社会を創造する主体の一員であることを自覚し、区民等と思いを共有することが求められます。
- ・ 執行機関の長（トップマネジャー）による目標設定を受け、具体的な行政経営の展開に協力し、その成果に対する責任の一端を担います。

〔 6 - 4 行政情報の共有〕

- 執行機関は、区民の知る権利を保障するとともに、区民の行政情報の公開を請求する権利を明らかにし、区民の区政への参画の促進を図り、区民との信頼関係のもとに公正で開かれたく区政を実現するために、情報の共有を行います。

- ・ 国では、平成 11 年に情報公開法が制定され、平成 13 年度施行されました。
- ・ 文京区では、平成 12 年 10 月に「文京区情報公開条例」を施行し、自治体政府の責任として、「知る権利」について明記しています。
- ・ 情報公開については、国及び文京区の法令の制定により、基本的な枠組みについては対応済みとなりますが、「情報なくして参加なし」といわれるように、住民が行政情報について、知り得る手段を持たなければ、行政への実効ある住民参画を期待することは難しいといえます。
- ・ ここでは、これらのことを再確認する意味から、区民と区の情報共有について明記します。

〔 6 - 5 説明責任〕

- 執行機関は、政策の立案から実施及び評価にいたるまでの過程、内容、効果及び手続きについて、区民等にわかりやすく説明する責任を果たします。

- ・ 「文京区情報公開条例」では、「区政について区民に説明する区の責務」についても、目的として明記されています。・ しかし、執行機関の説明責任は、情報共有のための基本条件となるため、ここでは再確認を行います。

〔 6 - 6 行政手続〕

- 自治体政府は、行政運営における公正の確保と透明性の向上を図り、もって区民の権利利益の保護に資するため、行政手続に関し共通する事項を定めなければならないことを定めるべきです。

- ・ (項目として必要かは不明)

第 7 章 新たな協働・協治の社会

第 1 節 協働・協治の原則

〔7-1-1 公的な活動の分任〕

- 区民、地域活動団体、非営利活動団体、事業者及び区（以下「各主体という。」）は、協働・協治の原則に基づき、地域社会の公的な課題の解決を図るための活動（以下「公的活動」という。）を分任するものとする。

- ・公共性は自治体政府だけが担うものではなく、市民、NPO、事業者もそれぞれ公共性を担う主体であり、各主体間でネットワークを形成して公共的な問題の解決を図るという協働（ガバナンス）の考え方を規定します。

〔7-1-2 情報の共有の原則〕

- 各主体は、それぞれが保有する区政に関する情報を共有することができるよう、個人情報の保護に配慮しつつ、その公開に努めなければならない。

- ・公的な活動を担う各主体間において、区政に関する情報を共有することが新たな協働・協治の社会を推進するための基本となります。

〔7-1-3 各主体の説明責任〕

- 各主体は、公的活動の政策の立案、実施及び評価の各過程において、その経過、内容、効果、手続き等について説明する責務を負う。

- ・公的な活動を担う各主体は、公的活動の政策の立案、実施及び評価のそれぞれの過程において、その経過、内容、効果、手続き等について明らかにし、分かりやすく説明する責務を有します。

〔7-1-4 団体間の相互調整〕

- 各主体は、公的活動を行うに当たって、対等の原則に基づき、協力しなければならない。

- ・各主体がネットワークを形成し、地域社会の公的な課題の解決を図っていくために

は、様々なレベルでの各主体間の相互調整が必要です。

第 2 節 区民等と区政

〔7-2-1 政策形成・実施・評価等の各段階への参加〕

- 区は、政策の立案、実施、評価の各段階において、各主体の参画を図るよう配慮しなければならない。

- ・地域の抱える課題は、複雑化・多様化してきており、審議会その他の検討会議への参加、各主体と区との協働による事業の推進、各主体の参加による施策・事業の評価など、政策の立案・実施・評価の各段階への参画を推進することが必要です。

〔7-2-2 政策形成・実施・評価等についての意見表明〕

- 区は、政策の立案、実施、評価の各段階において、各主体の意見を聴取するよう努めなければならない。

- ・各主体が積極的に区政に関する政策の立案・実施・評価の各段階に参画できるように、広く計画や情報を公表し、各主体の意見を求め、提出された意見に対して区が適切に対応することが必要です。

〔7-2-3 事業提案制度〕

- 区は、各主体が区政に関する具体的な提案ができるよう努めなければならない。

- ・新たな協働・協治社会の創造のためには、審議会等への参加や、区政への各段階での参画のほかに、公的な活動についての区民や事業者からの様々な提案を活かしていく仕組みが必要です。

第 3 節 区民等と地域社会

〔7-3-1 相互の信頼関係〕

- 各主体は、新たな協働・協治の社会の創造のために、対等の原則に基づき、互いに相手の活動を尊重するよう努めなければならない。

- ・協働・協治の原則に基づいて、各主体がネットワークを構築して公的な活動を担っていく過程で、互いに相手の活動を尊重し、相互の信頼関係を深めていくことが必要です。

〔7-3-2 社会資源の活用等〕

- 各主体は、公的な活動をするに当たって、それぞれが所有する人的・物的資源を相互に活用できるよう努めなければならない。

- ・限りある社会資源を各主体が最大限有効に活用するため、各主体が相互に協働・協力していくことが必要です。

第 8 章 住民投票

〔 8 - 1 住民投票の実施〕

- 区は、文京区にかかわる重要事項について、直接区民の意志を反映させるため、住民投票制度を設けます。
- 投票有権者は、18歳以上の区に住む人とし、その50分の1の連署により、住民投票が実施されます。
- 区長は、住民投票の目的、内容、問題点など、区民が充分情報共有できるよう事前に詳しく情報を公開し、投票結果を尊重し、一定以上の投票結果が出た場合は、投票結果を優先します。
- 住民投票は、区民の意志の表明として、表決の他、区民の提案する政策に対しても実施します。

〔 8 - 1 住民投票の手続き〕

- 住民投票の制度及び実施に関し必要な事項は、それぞれの事案に応じ、別に条例で定めます。

第 9 章 連携・協力

〔 9 - 1 区外の人々との連携〕

- 区及び区民は、様々な取り組みや活動を通じて、区外の人々、行政、団体などと、あらゆる方法で積極的に連携し、協力し、それを情報公開します。

- ※ その他、検討事項
推進機関の設置（多摩市）
区民自治の推進、評価、レベルアップをはかるために設置し、区民に情報公開する。